

## 内部統制報告制度に関する Q & A（追加分）

### <目次>

- (問 68)【重要な欠陥の判断（財務諸表監査による指摘）】期末日後の財務諸表監査の過程において、財務諸表に記載する予定の数値等に誤りが発見された場合には、決算・財務報告プロセスに係る内部統制に重要な欠陥があると判断されることになるのか。…………… 1
- (問 69)【重要な欠陥の判断（財務諸表等のドラフト）】有価証券報告書に含まれる財務諸表等のドラフトを監査人に提出したところ、監査人から個々にはそれほど重要ではないが、多数の誤り（虚偽記載）等の指摘を受け、指摘された数が多いことなどから重要な欠陥に該当するのではないかと言われた。会社としては、できるだけ早く決算書や財務諸表のドラフトを監査人に提出してチェックを受けようと考えているのに、ドラフト段階での誤りをもって財務報告に係る内部統制に重要な欠陥があると指摘されると、会社は、監査人への決算書や財務諸表のドラフトの提出を遅らせ、ひいては決算発表も遅れるということになりかねない。財務諸表等のドラフトをどう考えたらよいか。…………… 1
- (問 70)【重要な欠陥の判断（決算短信）】決算短信を公表後、会社の内部統制により決算短信の内容に重要な誤り（虚偽記載）を発見し、有価証券報告書及び内部統制報告書を提出する前に決算短信を訂正した。この場合、決算短信を訂正したことをもって「重要な欠陥」があると判断しなければならないのか。…………… 2
- (問 71)【有価証券報告書の訂正報告書の提出と内部統制報告書】財務報告に係る内部統制は有効である（重要な欠陥がない）と記載した内部統制報告書を、有価証券報告書と併せて提出した後に、財務諸表に記載した数値に誤りがあったとして有価証券報告書の訂正報告書を提出することになった。この場合、「重要な欠陥」がないと記載した内部統制報告書についても併せて訂正報告書を提出しなければならないのか。…………… 3
- (問 72)【期末日に存在しない業務プロセスの評価】期中に行われた組織変更や事業譲渡などにより、期末日には存在しなくなった子会社や事業部に係る業務プロセスについては、実施基準に「変更されて期末日に存在しない内部統制については、評価する必要はない」とされていることから、当該業務プロセスに関しては全く評価しない

こととしてよいか。…………… 3

(問73)【子会社の売却等により重要な事業拠点の選定指標が一定の割合に達しない場合の取扱い】期末日に存在しない業務プロセスに係る内部統制について評価する必要はないとされているが、重要な事業拠点として評価対象としていた子会社を期末日直前に売却し、当該子会社を評価対象から除外した結果、期末日時点において、連結ベースの売上高等の一定割合（概ね2/3）に達しなくなったような場合には、一定割合に達するまで、評価対象に新たな事業拠点（子会社等）を追加しなければならないのか。…………… 4

(問74)【業績悪化等により重要な事業拠点の選定指標が一定の割合に達しない等の場合の取扱い】評価範囲については、監査人とも協議して、前年度の連結ベースの売上高を基本に当期の業績予想も踏まえて決定することとしている。重要な事業拠点として選定されている親会社の業績悪化や期中の大幅な為替変動等の結果、期末日時点において、当初の評価範囲とした事業拠点の売上高等の合計が一定割合（概ね2/3）に達しなくなる場合には、売上高の2/3に達するまで、評価対象に新たな事業拠点（子会社）を加えなければならないのか。また、仮に、このような事情に基づいて、新たに評価対象に加えた事業拠点の内部統制の一部について、十分な評価手続を実施できない場合には、「やむを得ない事情」に該当すると考えてよいか。反対に、連結グループ全体の売上高が減少したことにより、当初の評価範囲とした重要な事業拠点の売上高等の合計が80%になってしまったが、概ね2/3程度になるまで重要な事業拠点の主要な勘定科目に係る業務プロセスを絞り込んでもよいか。…………… 5

(問75)【重要な欠陥の判断(売掛金の残高確認)】監査人が期末日を基準として実施した売掛金の残高確認において、得意先への売掛金の照会(確認状)に対する回答額と帳簿残高に差異があった。監査人から当該事実は重要な欠陥であると指摘を受けたが、直ちに重要な欠陥であると判断しなければならないのか。…………… 6

(問76)【期末日後に実施される統制手続】売上プロセスにおける最も重要な統制手続として、期末日の売掛金残高を対象に実施する管理手続を位置づけているが、期末日現在の売掛金残高を対象とした管理手続の運用評価は、期末日までに完了せず期末日後にもかなりの期間実施される。このため、監査人から、当該統制手続は期末日時点で存在しているものと確認できないのではないかと指摘され、新たな統制手続を構築し、当該手続を評価対象とするように言われた。しかし、従来から同様の管理手続を行っており、それを確認することで十分と判断してもよいのではないのか。…………… 7

(問77)【重要な欠陥の判断指標】利益が毎年大きく変動するので、重要な欠陥を判断する指標として、連結税引前利益ではなく、連結総売上高等の指標を使用することとしていたが、業績の変動により、社内から連結総売上高等の指標も適切でないとの指摘が出ている。当初、決めていた重要な欠陥を判断する指標を変更することは可能か。また、当該指標を毎年変更するような取扱いは認められるのか。…………… 8

(問78)【システム変更に係る内部統制の評価方法】システム変更に関する内部統制の評価において、変更依頼どおりにシステムが変更されたかを検証することは可能であるが、監査人から、逆に変更されたプログラムを任意抽出し、それがどのような手続で依頼・承認されたものであるか確認することが必要であると言われた。こうした逆方向の確認は、多大な労力がかかる場合がある。こうした確認は、必ず実施する必要があるのか。…………… 8

(問79)【決算日が相違する子会社の内部統制の評価】内部統制府令5条3項では、事業年度の末日が連結決算日と異なる連結子会社については、連結子会社の事業年度の末日後連結決算日までの間に当該連結子会社の財務報告に係る内部統制に重要な変更があった場合を除き、連結子会社の事業年度の末日における内部統制の評価を基礎として行うことができることとされているが、「当該連結子会社の財務報告に係る内部統制に重要な変更があった場合」とは、どのように判断すればよいのか。

例えば、連結子会社の事業年度に係る財務諸表を基礎として会社の連結財務諸表を作成している場合において、連結子会社の事業年度の末日後に当期の連結財務諸表には影響を及ぼさないような事象が発生した場合(連結子会社が新たな事業を開始した場合や翌事業年度に係る新たな会計システムを導入した場合など)であっても、「当該連結子会社の財務報告に係る内部統制に重要な変更があった場合」に該当し、当該変更のあった内部統制について、連結決算日における評価対象としなければならないのか。…………… 9

(問80)【最高財務責任者の決定】内部統制報告書に記載する最高財務責任者は、具体的には、どのような者が考えられるのか。いわゆるCFOがいる場合には、必ずその者が最高財務責任者になるのか。また、最高財務責任者を定めるにあたって、取締役会の決議等何らかの手続は必要となるのか。…………… 10

(問81)【内部統制報告書提出の取締役会の承認】実施基準において、取締役会が財務報告の信頼性を確保するための内部統制の整備及び運用を監督、監視、検証していないことが全社的な内部統制の不備の例示として記載されている。このため、内部統制報告書を提出するに際しては、取締役会の承認等を経ることが必要になるの

か。…………… 11

(問 8 2) 【統合された監査報告書の写しの添付】 内部統制監査報告書は、財務諸表等の監査報告書と合わせて作成することになっているが、この統合した監査報告書は、有価証券報告書にのみ添付すればよいのか。内部統制報告書は有価証券報告書と別の開示書類として（E D I N E Tを通じて）提出するので、当該監査報告書の写しを任意に内部統制報告書にも添付してはいけないのか。…………… 12

(問 8 3) 【付記事項に記載すべき後発事象】 内部統制報告書の付記事項に記載すべき「財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象」とは、何を意味しているのか。具体的にはどのようなことを記載すればよいのか。…………… 12

(問 8 4) 【特記事項の監査】 内部統制報告書において、「特記事項」は必ず記載しなければならないのか。また、特記事項に記載した場合には、監査人の内部統制監査の対象となるのか。…………… 13

(問 1 0 1) 【内部統制報告書の記載内容（総論）】 内部統制報告書の様式は内部統制府令に示されており、記載上の注意などから各記載事項における概ねの記載内容は分かるが、どの程度まで詳細に記載すべきか分からない。内部統制報告書の表紙及び以下の記載事項について具体的にはどのように記載することが考えられるのか。

- (1) 財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項
- (2) 評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項
- (3) 評価結果に関する事項
- (4) 付記事項
- (5) 特記事項…………… 14

(問 1 0 2) 【内部統制報告書の記載内容（表紙）】 内部統制報告書の表紙は、具体的にどのように記載するのか。…………… 15

(問 1 0 3) 【内部統制報告書の記載内容（基本的枠組み）】 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】 は、具体的には、どのように記載することが考えられるか。…………… 16

(問 1 0 4) 【内部統制報告書の記載内容（評価の範囲、基準日及び評価手続）】 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】 は、具体的には、どのように記載する

ことが考えられるか。.....	17
(問104-1)【評価範囲の実績値の記載】内部統制報告書に、重要な事業拠点の選定指標と一定割合を記載することになるが、一定割合の実績値を記載する必要があるか。.....	19
(問104-2)【評価対象に追加した重要性の大きい業務プロセス】内部統制報告書の評価範囲で、個別に評価対象に追加した業務プロセスについては、個々の業務プロセス名を記載する必要があるか。.....	19
(問104-3)【やむを得ない事情による評価範囲の制約】やむを得ない事情により、財務報告に係る内部統制の一部の範囲について十分な評価手続が実施できなかった。この場合、内部統制報告書にはどのように記載するのか。.....	19
(問105)【内部統制報告書の記載内容(評価結果)】3【評価結果に関する事項】は、具体的には、どのように記載することが考えられるか。特に、重要な欠陥がある場合には、どのように記載することになるのか。.....	20
(問106)【内部統制報告書の記載内容(付記事項)】4【付記事項】は、どのように記載することが考えられるか。.....	22
(問107)【内部統制報告書の記載内容(特記事項)】5【特記事項】は、どのように記載することが考えられるか。.....	24

以下は、内部統制報告制度に関して寄せられた照会等に対して行った回答等のうち、先例的な価値があると認められるものを整理したものである。なお、これらの回答等は、現時点における見解を示すものであり、異なる前提条件が存在する場合、関係法令及び基準等が変更される場合などには、考え方が異なることもあることに留意が必要である。

(問68) 【重要な欠陥の判断（財務諸表監査による指摘）】

期末日後の財務諸表監査の過程において、財務諸表に記載する予定の数値等に誤りが発見された場合には、決算・財務報告プロセスに係る内部統制に重要な欠陥があると判断されることになるのか。

(答)

1. 「重要な欠陥」とは、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性の高い内部統制の不備をいうこととされている。したがって、財務諸表監査によって財務諸表に記載する予定の数値等の誤りを指摘されたことが直ちに重要な欠陥に該当するものではなく、誤り（虚偽記載）を生じさせた内部統制上の不備の金額的・質的重要性を勘案して重要な欠陥に該当するかどうかを判断することとなる。
2. なお、その際には、監査人から指摘された誤りが会社の内部統制によって防止・発見できなかったのかどうかという観点から検討する必要があるものと考えられる。

(問69) 【重要な欠陥の判断（財務諸表等のドラフト）】

有価証券報告書に含まれる財務諸表等のドラフトを監査人に提出したところ、監査人から個々にはそれほど重要ではないが、多数の誤り（虚偽記載）等の指摘を受け、指摘された数が多いことなどから重要な欠陥に該当するのではないかと言われた。会社としては、できるだけ早く決算書や財務諸表のドラフトを監査人に提出してチェックを受けようと考えているのに、ドラフト段階での誤りをもって財務報告に係る内部統制に重要な欠陥があると指摘されると、会社は、監査人への決算書や財務諸表のドラフトの提出を遅らせ、ひいては決算発表も遅れるということになりかねない。財務諸表等のドラフトをどう考えたらよいのか。

(答)

1. 財務諸表等のドラフトに限らず、指摘された誤りが多いことをもって重要な欠陥に該当するものではなく、誤り（虚偽記載）を生じさせた内部統制上の不備の金額的・質的重要性を勘案して重要な欠陥に該当するかどうかを判断することとなる（問68参照）。
2. したがって、財務諸表等のドラフトについても、監査人から指摘された誤り等が、会社の内部統制によって防止・発見できなかったのかどうかという観点から検討する必要があるものと考えられる。
3. なお、財務諸表等のドラフトについては、会社がどのような位置づけで監査人に提出したかによっても重要な欠陥の判断は異なるものと考えられる。すなわち、監査を受ける前提としてのドラフトなのか、監査人との協議を目的とするドラフトなのかによって異なることが考えられる。開示において高度な専門的判断を伴う場合に、後者のような協議を行うことは、従来の財務諸表監査の過程でも行われている実務であると考えられ、この場合、協議の過程で、重要な虚偽記載が発見されることがあっても、内部統制の重要な欠陥と判断する必要はないものと考えられる。

(問70)【重要な欠陥の判断（決算短信）】

決算短信を公表後、会社の内部統制により決算短信の内容に重要な誤り（虚偽記載）を発見し、有価証券報告書及び内部統制報告書を提出する前に決算短信を訂正した。この場合、決算短信を訂正したことをもって「重要な欠陥」があると判断しなければならないのか。

(答)

1. 内部統制報告制度の対象とする内部統制は、（連結）財務諸表を中心とした財務報告が法令等に従って適正に作成されるための体制である。
2. したがって、決算短信が訂正されたことをもって直ちに重要な欠陥があることにはならず、決算短信公表後に、会社の内部統制が有効に機能したことによって発見された虚偽記載を訂正し、有価証券報告書が適正に開示されるのであれば、「重要な欠陥」には該当しないものと考えられる。

(問7 1) 【有価証券報告書の訂正報告書の提出と内部統制報告書】

財務報告に係る内部統制は有効である(重要な欠陥がない)と記載した内部統制報告書を、有価証券報告書と併せて提出した後に、財務諸表に記載した数値に誤りがあったとして有価証券報告書の訂正報告書を提出することになった。この場合、「重要な欠陥」がないと記載した内部統制報告書についても併せて訂正報告書を提出しなければならないのか。

(答)

1. 内部統制報告制度の対象とする内部統制は、(連結)財務諸表を中心とした財務報告が法令等に従って適正に作成されるための体制である。
2. したがって、有価証券報告書の訂正報告書が提出されたことをもって、直ちに連動して財務報告に係る内部統制に重要な欠陥がないと記載した内部統制報告書について訂正報告書を提出しなければならないということにはならない。ただし、有価証券報告書の訂正報告書を提出する原因となった誤りを検討し、当該誤りが内部統制の評価範囲内からの財務報告に重要な影響を及ぼすような内部統制の不備から生じたものであると判断される場合には、当該内部統制報告書についての訂正報告書の提出が必要になるものと考えられる。
3. なお、適切に決定された評価範囲の外から重要な欠陥に相当する事実が発見された場合には、内部統制報告書に記載した評価結果を訂正する必要はないと考えられる(問67参照)。

(問7 2) 【期末日に存在しない業務プロセスの評価】

期中に行われた組織変更や事業譲渡などにより、期末日には存在しなくなった子会社や事業部に係る業務プロセスについては、実施基準に「変更されて期末日に存在しない内部統制については、評価する必要はない」とされていることから、当該業務プロセスに関しては全く評価しないこととしてよいか。

(答)

1. 経営者による内部統制評価は、期末日を評価時点として行う(基準Ⅱ3(1))

ことから、変更されて期末日に存在しない内部統制については、評価する必要がない（実施基準Ⅱ 3(3)④ハ）とされている。

2. したがって、期中に行われた組織変更や事業譲渡などにより期末日に存在しなくなった子会社や事業部に係る業務プロセスそのものについては、原則として評価する必要はないものと考えられる。
3. ただし、当該子会社等の計上した損益や譲渡等に伴う損益等が連結財務諸表に重要な影響を与える場合には、連結財務諸表を作成する親会社の決算・財務報告プロセスにおいて、期末日には存在しない当該子会社等に係る損益等を適切に把握するための内部統制を評価することが必要になるものと考えられる。

（問 7 3）【子会社の売却等により重要な事業拠点の選定指標が一定の割合に達しない場合の取扱い】

期末日に存在しない業務プロセスに係る内部統制について評価する必要はないとされているが、重要な事業拠点として評価対象としていた子会社を期末日直前に売却し、当該子会社を評価対象から除外した結果、期末日時点において、連結ベースの売上高等の一定割合（概ね 2/3）に達しなくなったような場合には、一定割合に達するまで、評価対象に新たな事業拠点（子会社等）を追加しなければならないのか。

（答）

1. 経営者は、評価範囲を決定する計画段階で、評価対象年度に予定している子会社の売却等についても、一定程度考慮して評価範囲を決定することが適当であると考えられる。

当該事情も考慮して適切に評価範囲を決定している場合には、評価対象としていた当該子会社の売却等までの期間については、期末日に存在する他の重要な事業拠点と同様に内部統制の整備等を行っていたものとも考えられる。このため、全社的な内部統制が有効であることを前提として、計画段階で予定していなかった当該子会社の売却等に対応して、期末日時点で一定割合（概ね 2/3）を必ず超えていなければならないということにはならないものと考えられる。

なお、この場合、当該子会社等の計上した損益や譲渡等に伴う損益等は、

連結財務諸表を作成する親会社の決算・財務報告プロセスにおいて適切に把握されることとなる。

- したがって、重要な事業拠点に該当するとして評価範囲にしていた子会社を期末日直前に売却等し、評価範囲から除外した結果、期末日時点において、連結ベースでの売上高等の一定割合（例えば、概ね2/3）に達しなくなった場合であっても、当該事情も考慮して予め評価範囲を決定していたと認められる場合には、除外した子会社の代わりに、評価対象に新たな事業拠点（子会社）を追加するなど改めて当期の評価範囲を見直す必要はないものと考えられる。

（問74）【業績悪化等により重要な事業拠点の選定指標が一定の割合に達しない等の場合の取扱い】

評価範囲については、監査人とも協議して、前年度の連結ベースの売上高を基本に当期の業績予想も踏まえて決定することとしている。重要な事業拠点として選定されている親会社の業績悪化や期中の大幅な為替変動等の結果、期末日時点において、当初の評価範囲とした事業拠点の売上高等の合計が一定割合（概ね2/3）に達しなくなる場合には、売上高の2/3に達するまで、評価対象に新たな事業拠点（子会社）を加えなければならないのか。

また、仮に、このような事情に基づいて、新たに評価対象に加えた事業拠点の内部統制の一部について、十分な評価手続を実施できない場合には、「やむを得ない事情」に該当すると考えて良いか。

反対に、連結グループ全体の売上高が減少したことにより、当初の評価範囲とした重要な事業拠点の売上高等の合計が80%になってしまったが、概ね2/3程度になるまで重要な事業拠点の主要な勘定科目に係る業務プロセスを絞り込んでもよいか。

（答）

- 経営者は、評価範囲を決定する計画段階で、前年度の売上高なども参考に当期の業績予想も一定程度考慮して評価範囲を決定することが適当であると考えられる。計画段階でそうした事情も考慮して適切に評価範囲を決定しているのであれば、全社的な内部統制が有効であることを前提として、一定割合を著しく下回らない限りにおいて、選定している重要な事業拠点をもって

適切な評価範囲であると判断することが可能であり、当期の内部統制の評価範囲を見直す必要はないと考えられる。

2. その上で、仮に、一定割合を著しく下回るとして新たに評価対象に加えた事業拠点（子会社）があり、その一部について十分な評価手続を実施できない場合、そのことをもって直ちに「やむを得ない事情」には該当しない場合があるが、その際にも、評価範囲の制約としてその内容を記載することとなる。

3. 実施基準において、売上高等の一定割合（概ね2／3）は重要な事業拠点の選定に係る指標であり、重要な事業拠点における事業目的に大きく関わる勘定科目に至る業務プロセスについては原則としてすべてを評価の対象とするとされていることから、当該業務プロセスを絞り込むことは適切でない。

なお、当初の評価範囲とした事業拠点の売上高等の合計額が一定割合（概ね2／3）を超過することとなった場合、重要な事業拠点自体を一定割合まで除外することも考えられる。その際には、既に当初の評価範囲に基づいて内部統制の整備等を実施しているものと考えられること、及び当初の評価範囲の決定に際しては売上高等の指標以外の要素も勘案して決定している場合もあることから、当該超過の事実により、評価範囲の見直しをするときには、慎重に検討を行う必要がある。

（問75）【重要な欠陥の判断（売掛金の残高確認）】

監査人が期末日を基準として実施した売掛金の残高確認において、得意先への売掛金の照会（確認状）に対する回答額と帳簿残高に差異があった。監査人から当該事実は重要な欠陥であると指摘を受けたが、直ちに重要な欠陥であると判断しなければならないのか。

（答）

1. 監査人の行った残高確認において、回答額と帳簿残高に差異があった場合、会社が既にその原因を解明の上、差異の調整を実施し、適切な残高に修正している場合には、会社の内部統制は有効に機能していると判断できるものと考えられる。

2. 一方、監査人が行った照会（確認状）による差異について、会社が当該差

異の原因を明らかにできない場合や適切に差異の調整を行い残高の修正を行わないような場合には、内部統制上の不備によるものとして、重要な欠陥となり得る場合があると考えられる。

（問76）【期末日後に実施される統制手続】

売上プロセスにおける最も重要な統制手続として、期末日の売掛金残高を対象に実施する管理手続を位置づけているが、期末日現在の売掛金残高を対象とした管理手続の運用評価は、期末日までに完了せず期末日後にもかなりの期間実施される。このため、監査人から、当該統制手続は期末日時点で存在しているものと確認できないのではないかと指摘され、新たな統制手続を構築し、当該手続を評価対象とするように言われた。しかし、従来から同様の管理手続を行っており、それを確認することで十分と判断してもよいのではないか。

（答）

1. 実施基準では、経営者による内部統制評価は、期末日を評価時点として実施することとされているが、運用状況の評価の実施時期は、期末日後であっても問題なく、評価時点（期末日）における内部統制の有効性を判断するための適切な時期に評価を実施すれば足りるとされている（実施基準Ⅱ 3(3)④ハ）。
2. また、監査人による内部統制の整備状況及び運用状況の有効性の検証については、経営者の評価がすべて完了していない場合であっても、実施することが可能であると考えられる（問50参照）。
3. ご指摘の売掛金残高に係る管理手続が最も重要な統制手続と位置づけているのであれば、より適切な内部統制を構築し評価することが必要になるものと考えられるが、売掛金の管理手続は、同様の手続が前年度や月次あるいは四半期にも行われていると考えられ、監査人は経営者の暫定的な評価について、その妥当性の検証を行っておくことも考えられる。したがって、必ずしも従来の統制手続を変更し、新たな統制手続を構築し直さなければならないということではないと考えられる。

(問 77) 【重要な欠陥の判断指標】

利益が毎年大きく変動するので、重要な欠陥を判断する指標として、連結税引前利益ではなく、連結総売上高等の指標を使用することとしていたが、業績の変動により、社内から連結総売上高等の指標も適切でないとの指摘が出ている。当初、決めていた重要な欠陥を判断する指標を変更することは可能か。また、当該指標を毎年変更するような取扱いは認められるのか。

(答)

1. 実施基準において、重要な欠陥の金額的重要性の判断指標として、連結総資産、連結売上高、連結税引前利益などに対する比率で判断するとされており、これらの比率は画一的に適用するのではなく、企業の業種、規模、特性など、企業の状況に応じて適切に用いる必要がある（実施基準Ⅱ 1②ロ）。

なお、判断指標を決定する際には、企業の状況に応じて、評価対象年度の実績値だけでなく、過年度実績の平均値などを利用することも考えられる。

2. したがって、企業の状況に応じて指標等を変更することは可能ではあるが、恣意的に変更することは適切でなく、特に、予め定めていた指標を年度途中で変更する場合には、監査人と十分協議し、変更にあたっての合理的な理由が必要であると考えられる。

(問 78) 【システム変更に係る内部統制の評価方法】

システム変更に関する内部統制の評価において、変更依頼どおりにシステムが変更されたかを検証することは可能であるが、監査人から、逆に変更されたプログラムを任意抽出し、それがどのような手続で依頼・承認されたものであるか確認することが必要であると言われた。こうした逆方向の確認は、多大な労力がかかる場合がある。こうした確認は、必ず実施する必要があるのか。

(答)

1. システム変更に関するITに係る全般統制の評価については、システム変更が行われた当該システムの重要性や内容等により、評価や監査の手法は異なるものと考えられるが、基本的には、変更依頼どおりにシステムが変更さ

れたかについて承認及び導入前の試験が適切に行われているかどうかを検証することになると考えられる（実施基準Ⅲ 4(2)②ロ a）。この場合に、変更依頼又は変更されたプログラム等からサンプリングし、それがどのような手続で依頼・承認されたものであるかを確認する方法が考えられるが、必ず双方が求められるのではなく、状況に応じて適切な手続を実施する必要がある。

2. 実施基準においては、システム変更等があった場合、ITに係る業務処理統制の整備状況については、システム設計書等を開覧することにより、企業の意図した会計処理が行われるシステムが作成されていることを確認することとされている。また、運用状況については、例えば、評価対象となった統制上の要点ごとに、サンプリングを行い、当該システムへの入力情報とシステムからの出力情報を比較し、予想していた出力情報が得られているかを入力データに基づいて、検算を行うこと等により確認するとされている（実施基準Ⅲ 4(2)②ハ）。

（問 79）【決算日が相違する子会社の内部統制の評価】

内部統制府令 5 条 3 項では、事業年度の末日が連結決算日と異なる連結子会社については、連結子会社の事業年度の末日後連結決算日までの間に当該連結子会社の財務報告に係る内部統制に重要な変更があった場合を除き、連結子会社の事業年度の末日における内部統制の評価を基礎として行うことができることとされているが、「当該連結子会社の財務報告に係る内部統制に重要な変更があった場合」とは、どのように判断すればよいのか。

例えば、連結子会社の事業年度に係る財務諸表を基礎として会社の連結財務諸表を作成している場合において、連結子会社の事業年度の末日後に当期の連結財務諸表には影響を及ぼさないような事象が発生した場合（連結子会社が新たな事業を開始した場合や翌事業年度に係る新たな会計システムを導入した場合など）であっても、「当該連結子会社の財務報告に係る内部統制に重要な変更があった場合」に該当し、当該変更のあった内部統制について、連結決算日における評価対象としなければならないのか。

（答）

1. 内部統制府令 5 条 3 項は、事業年度の末日が連結決算日と異なる連結子会

社について、連結子会社の事業年度に係る財務諸表を基礎として会社の連結財務諸表が作成されている場合には、連結子会社の事業年度の末日における財務報告に係る内部統制の評価を基礎として行うことができる旨を定めているものであり、連結財務諸表を作成する際の連結子会社の事業年度の取扱いと同様にしているものである。

2. したがって、連結子会社の事業年度に係る財務諸表を基礎として会社の連結財務諸表が作成されている場合において、連結子会社の事業年度の末日後に当期の連結財務諸表には影響を及ぼさないことが確実であると考えられる事象が発生した場合には、「当該連結子会社の財務報告に係る内部統制に重要な変更があった場合」には該当せず、連結子会社の事業年度の末日における内部統制の評価を基礎として行うことができると考えられる。
3. なお、内部統制府令ガイドライン5-1では、「当該連結子会社の財務報告に係る内部統制に重要な変更があった場合」の例として、合併等による組織、決算方法及び取扱品目の大幅な変更が例示されているが、連結子会社の事業年度の末日後に発生した事象については、個々の企業等の置かれた環境や事業の特性、規模等によってその重要性は異なることから、当該事象の当期の財務報告に係る内部統制に与える影響の重要性を勘案して、「当該連結子会社の財務報告に係る内部統制に重要な変更があった場合」に該当するかどうかを適切に判断することになると考えられる。

(問80)【最高財務責任者の決定】

内部統制報告書に記載する最高財務責任者は、具体的には、どのような者が考えられるのか。いわゆるCFOがいる場合には、必ずその者が最高財務責任者になるのか。また、最高財務責任者を定めるにあたって、取締役会の決議等何らかの手続は必要となるのか。

(答)

1. 内部統制報告書に役職氏名を記載する最高財務責任者とは、「会社が、会社内部における役職のいかんにかかわらず、財務報告に関し代表者に準ずる責任を有する者を定めている場合における当該者をいい、単に財務担当している者は、含まない」とされている。

2. したがって、会社に、既にいわゆるCFOと呼ばれる者がいる場合であっても、会社が会社の組織や職制などを勘案し、別の者が内部統制報告制度に関して、代表者に準じる責任を有する者として適切であると定めている場合には、当該者が「最高財務責任者」となると考えられる。
3. なお、最高財務責任者は会社が任意に定めればよく、法令上取締役会等の決議を必要としているものではなく、最高財務責任者についての届出や登記等も求められていない。

(問81)【内部統制報告書提出の取締役会の承認】

実施基準において、取締役会が財務報告の信頼性を確保するための内部統制の整備及び運用を監督、監視、検証していないことが全社的な内部統制の不備の例示として記載されている。このため、内部統制報告書を提出するに際しては、取締役会の承認等を経ておくことが必要になるのか。

(答)

1. 実施基準においては、財務報告に係る全社的な内部統制に関する評価項目の例として、「取締役会及び監査役会又は監査委員会は、財務報告とその内部統制に関し経営者を適切に監督・監視する責任を理解し、実行しているか。」を統制環境に記載している。
2. 内部統制報告書は、経営者（代表者及び最高財務責任者）が当該会社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を評価した結果を記載して提出するものである。したがって、経営者が適切な内部統制報告書を提出するよう取締役会等が監督・監視することは全社的な内部統制としても重要であると考えられる。
3. ただし、取締役会等による当該監督・監視の方法等は会社により様々であり、内部統制報告書の提出に際しての取締役会の承認が必ずしも必要なものではないと考えられる。

(問82)【統合された監査報告書の写しの添付】

内部統制監査報告書は、財務諸表等の監査報告書と合わせて作成することになっているが、この統合した監査報告書は、有価証券報告書にのみ添付すればよいのか。内部統制報告書は有価証券報告書と別の開示書類として(EDINETを通じて)提出するので、当該監査報告書の写しを任意に内部統制報告書にも添付してはいけないのか。

(答)

1. 内部統制府令ガイドライン 7-3 において、「統合された監査報告書及び内部統制監査報告書は、有価証券報告書の連結財務諸表(連結財務諸表を作成していない場合にあつては、財務諸表)のみに添付することとし、内部統制報告書には添付しないことに留意する。」とされている。
2. また、作成者の負担や開示会社間での添付のバラツキを避ける観点、監査人は当該統合された監査報告書について有価証券報告書のみに添付されることを念頭に作成しているものであると考えられること等を勘案すると、当該統合された監査報告書の写しについても、内部統制報告書に添付しないことが適当である。

(問83)【付記事項に記載すべき後発事象】

内部統制報告書の付記事項に記載すべき「財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象」とは、何を意味しているのか。具体的にはどのようなことを記載すればよいのか。

(答)

1. 内部統制報告書の付記事項に記載すべき「財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象」は、「事業年度の末日後、内部統制報告書の提出日までに、財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合には、当該事象を記載すること」とされている(内部統制府令第一号様式(記載上の注意)(9)a、第二号様式(記載上の注意)(10)a)。
2. 後発事象には、①当該事業年度の内部統制の有効性の評価に重要な影響を

及ぼす事象、②次年度以降の内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす事象の双方が考えられるが、①の当該事業年度の内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす事象については、当初の評価の見直しが必要になるものと考えられることから、付記事項に記載すべき後発事象としては、②の次年度以降の内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす事象を記載することとなる。

3. 具体的には、事業年度の末日後、内部統制報告書提出日までに行われた会社の合併や買収、事業の譲渡や譲受、大幅な組織変更、基幹システムの全面更改などのうち、次年度以降の企業集団に係る財務報告のリスクに重要な変更をもたらすことで、内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼすものが発生した場合には当該事象の内容を記載することが考えられる。

（問 8 4）【特記事項の監査】

内部統制報告書において、「特記事項」は必ず記載しなければならないのか。また、特記事項に記載した場合には、監査人の内部統制監査の対象となるのか。

（答）

1. 内部統制報告書の特記事項には、「財務報告に係る内部統制の評価について特記すべき事項がある場合には、その旨及び内容を記載すること」（内部統制府令第一号様式（記載上の注意）(10)、第二号様式（記載上の注意）(11)）とされている。
2. したがって、会社が、内部統制の評価について、特記すべき事項がないと判断した場合には記載する必要がないものと考えられる。なお、内部統制監査は、内部統制報告書の表示を対象に行われることから、特記事項も内部統制監査の対象となるものと考えられる。

(問101)【内部統制報告書の記載内容(総論)】

内部統制報告書の様式は内部統制府令に示されており、記載上の注意などから各記載事項における概ねの記載内容は分かるが、どの程度まで詳細に記載すべきか分からない。内部統制報告書の表紙及び以下の記載事項について具体的にはどのように記載することが考えられるのか。

- (1) 財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項
- (2) 評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項
- (3) 評価結果に関する事項
- (4) 付記事項
- (5) 特記事項

(答)

経営者は、企業等を取り巻く環境や事業の特性、規模等に応じて内部統制を整備・運用する役割と責任を有しており、財務報告に係る内部統制については、その有効性を自ら評価し、その結果を外部に向けて報告することが求められる。

したがって、作成される内部統制報告書についても、内部統制府令の第一号様式又は第二号様式、第三号様式の記載内容については、各企業の実情等に応じて記載することが適当である。

このため、内国法人について、(問102)以下の各問に示すような内部統制報告書の記載内容の例については、あくまでも参考であることに留意する必要がある。

- (問102) 内部統制報告書の記載内容(表紙)
- (問103) 内部統制報告書の記載内容(基本的枠組み)
- (問104) 内部統制報告書の記載内容(評価の範囲、基準日及び評価手続)
- (問105) 内部統制報告書の記載内容(評価結果)
- (問106) 内部統制報告書の記載内容(付記事項)
- (問107) 内部統制報告書の記載内容(特記事項)

(問102)【内部統制報告書の記載内容(表紙)】

内部統制報告書の表紙は、具体的にどのように記載するのか。

(答)

内国法人の場合、第一号様式に従い、例えば、以下のような記載が考えられる。

第一号様式

【表紙】

【提出書類】

内部統制報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成2×年6月26日

【会社名】

a a a 株式会社

【英訳名】

a a a Co.,Ltd

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 ×× ××

【最高財務責任者の役職氏名】

取締役副社長 ×× ××

【本店の所在の場所】

千代田区霞ヶ関××丁目××番地

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

なお、関連して、以下の問を参照されたい。

- ・(問80) 最高財務責任者の決定
- ・(問81) 内部統制報告書提出の取締役会の承認
- ・(問82) 統合された監査報告書の写しの添付

(問103)【内部統制報告書の記載内容(基本的枠組み)】

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】は、具体的には、どのように記載することが考えられるか。

(答)

内国法人の場合、例えば、以下のような記載が考えられる。ただし、記載内容については、各企業の実情等に応じて記載することが適当であり、記載内容の例については、あくまでも参考であることに留意する必要がある。

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長××××及び取締役副社長××××は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

(参考)

○ 内部統制府令第一号様式記載上の注意(6)

a 代表者及び最高財務責任者(会社が最高財務責任者を定めている場合に限る。)が、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有している旨

b 財務報告に係る内部統制を整備及び運用する際に準拠した基準の名称

(注)(内部統制府令ガイドライン4—2)

「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準」その他の準拠した基準の具体的な名称を記載する。

c 財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある旨

(問104)【内部統制報告書の記載内容(評価の範囲、基準日及び評価手続)】

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】は、具体的には、どのように記載することが考えられるか。

(答)

内国法人の場合、例えば、以下のような記載が考えられる。ただし、記載内容については、各企業の実情等に応じて記載することが適当であり、記載内容の例については、あくまでも参考であることに留意する必要がある。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成2×年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社×社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社×社及び持分法適用関連会社×社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高(連結会社間取引消去後)の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している5事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

(参考)

○ 内部統制府令第一号様式記載上の注意(7)

- a 財務報告に係る内部統制の評価が行われた基準日
- b 財務報告に係る内部統制の評価に当たり、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した旨
- c 財務報告に係る内部統制の評価手続の概要

(注) (内部統制府令ガイドライン4—3)

会社の行った手続のうち、評価範囲内における統制上の要点(財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点をいう。)の選定など財務報告に係る内部統制の評価結果に重要な影響を及ぼす手続の概要を簡潔に記載することに留意する。

d 財務報告に係る内部統制の評価の範囲

財務報告に係る内部統制の評価範囲及び当該評価範囲を決定した手順、方法等を簡潔に記載すること。なお、やむを得ない事情により、財務報告に係る内部統制の一部の範囲について十分な評価手続が実施できなかった場合には、その範囲及びその理由を記載すること。

(注) (内部統制府令ガイドライン4—4)

- 1 財務報告に係る内部統制の評価範囲としては、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす重要性の観点から必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲とした旨を記載する。
- 2 当該評価範囲を決定した手順、方法等としては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した旨などを記載するものとする。なお、連結財務諸表における売上高その他の指標の一定割合を基準として重要な事業拠点を選定する際の当該指標及び一定割合、当該重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目などについても併せて記載することに留意する。

(問104-1)【評価範囲の実績値の記載】

内部統制報告書に、重要な事業拠点の選定指標と一定割合を記載することになるが、一定割合の実績値を記載する必要があるか。

(答)

例えば、企業が重要な事業拠点を選定する際の一定割合として、「概ね2/3」というように選定の方針を記載しているのであれば、実績値は不要であり、方針とした一定割合を記載することで足りるものと考えられる。

(問104-2)【評価対象に追加した重要性の大きい業務プロセス】

内部統制報告書の評価範囲で、個別に評価対象に追加した業務プロセスについては、個々の業務プロセス名を記載する必要があるか。

(答)

個別に評価対象に追加した業務プロセスの選定方針を記載すれば足り、必ずしも個々の業務プロセスの名称までは記載する必要はないものと考えられる。

(問104-3)【やむを得ない事情による評価範囲の制約】

やむを得ない事情により、財務報告に係る内部統制の一部の範囲について十分な評価手続が実施できなかった。この場合、内部統制報告書にはどのように記載するのか。

(答)

例えば、以下のような記載が考えられる。

なお、連結子会社である××株式会社は、評価範囲に含めていない。同社は、平成2×年3月1日付けで現金を対価として株式を100%取得し、子会社となったものであり、株式の取得が会社の事業年度末日直前に行われたため、やむを得ない事情により財務報告に係る内部統制の一部の範囲について、十分な評価手続が実施できなかった場合に該当すると判断したためである。

(問105)【内部統制報告書の記載内容(評価結果)】

3【評価結果に関する事項】は、具体的には、どのように記載することが考えられるか。特に、重要な欠陥がある場合には、どのように記載することになるのか。

(答)

内国法人の場合、(1)内部統制は有効である場合、(2)重要な欠陥があり、内部統制が有効でない場合(当該重要な欠陥の是正に向けての方針、当該方針を実行するために検討している計画等を記載している例)について、例えば、以下のような記載が考えられる。ただし、記載内容については、各企業の実情等に応じて記載することが適当であり、記載内容の例については、あくまでも参考であることに留意する必要がある。

(参考) 内部統制府令第一号様式記載上の注意(8)

財務報告に係る内部統制の評価は、次に掲げる区分に応じ記載するものとする。

- a 財務報告に係る内部統制は有効である旨
- b 評価手続の一部が実施できなかったが、財務報告に係る内部統制は有効である旨並びに実施できなかった評価手続及びその理由
- c 重要な欠陥があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨並びにその重要な欠陥の内容及びそれが事業年度の末日までには是正されなかった理由

(注) (内部統制府令ガイドライン4—5)

重要な欠陥の内容及びそれが事業年度の末日までには是正されなかった理由を記載している場合において、当該重要な欠陥の是正に向けての方針、当該方針を実行するために検討している計画等があるときは、その内容を併せて記載することができる。

- d 重要な評価手続が実施できなかったため、財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できない旨並びに実施できなかった評価手続及びその理由

(1) 内部統制が有効である場合

### 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

## (2) 重要な欠陥があり、内部統制が有効でない場合

(当該重要な欠陥の是正に向けての方針、当該方針を実行するために検討している計画等を記載している例)

### ① 内部統制の評価を実施した場合

#### 3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

#### 記

当社は、××事業部において、顧客との間に物品及びサービスの複合契約を個別に締結しているが、適正な収益計上に必要な契約内容の検討及び承認手続の運用が不十分であったため、当期の売上高及び前受収益について重要な修正を行うことになった。

事業年度の末日までには是正されなかった理由は、××事業部を始めとする連結グループ全体について、上記複合契約に係る当社のビジネス及び経理並びに財務の知識・経験を有した者を当該検討及び承認手続に従事させることができなかったためである。

一方、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は認識しており、これらの人員の制約はあるものの、環境を整備し、外部専門家等の活用も含め、翌事業年度においては、適切な内部統制を整備・運用する方針である。

## ② 内部統制を整備せず評価を実施しなかった場合

### 3 【評価結果に関する事項】

当社は財務報告の信頼性に関するリスクの評価と対応を実施していないため、全社的な内部統制に不備が存在する。当該内部統制の不備は財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

財務報告の信頼性に関するリスクの評価と対応を実施していない手続は、連結子会社における財務報告に係る内部統制における一連のプロセスである。

財務報告の信頼性に関するリスクの評価と対応を実施しなかった理由は、連結グループ全体において、間接部門を中心に人員を削減しており、連結子会社において経理及び財務の知識・経験を有した者をリスクの評価に従事させることが困難であったためである。

一方、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は認識しており、これらの人員の制約はあるものの、環境を整備し、今後×年間で評価を完了させる方針である。なお、×か年計画の概要は次のとおりである（一部海外連結子会社に関しては、それぞれ計画が1事業年度遅れることが見込まれるが、最終的な評価完了予定年度は平成2×年度である。）。

（×か年計画）

.....

### （問106）【内部統制報告書の記載内容（付記事項）】

4 【付記事項】は、どのように記載することが考えられるか。

（答）

1. 該当する事項がない場合には、「該当事項なし」と記載することとなる。
2. (1)財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象がある場合、(2)事業年度の末日後に重要な欠陥を是正するために実施された措置がある場合について、内国法人の場合、例えば、以下のような記載が考えられる。ただし、記載内容については、各企業の実情等に応じて記載することが適当であり、記載内容の例については、あくまでも参考であることに

留意する必要がある。

(参考) 内部統制府令第一号様式記載上の注意(9)

a 財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象

事業年度の末日後、内部統制報告書の提出日までに、財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合には、当該事象を記載すること。

(注) (問83) 【付記事項に記載すべき後発事象】参照

b 事業年度の末日後に重要な欠陥を是正するために実施された措置がある場合には、その内容

事業年度の末日において、重要な欠陥があり、財務報告に係る内部統制が有効でないと判断した場合において、事業年度の末日後内部統制報告書の提出日までに、記載した重要な欠陥を是正するために実施された措置がある場合には、その内容を記載すること。

(1)財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象がある場合

4 【付記事項】

事業年度の末日後、アジア地域における販売強化策の一環として、×社を買収し、連結子会社とした。この買収は、翌期以降の当社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす可能性がある。

(2)事業年度の末日後に重要な欠陥を是正するために実施された措置がある場合

4 【付記事項】

評価結果に関する事項に記載された重要な欠陥を是正するために、事業年度の末日後、リース事業部に営業担当取締役直轄のプロジェクトチームを設置した。同プロジェクトチーム主導で、リース事業部において契約内容の検討及び承認手続に係る新たな業務フローを整備及び運用し、内部統制報告書提出日までに当該是正後の内部統制の整備及び運用状況の評価を行った。評価の結果、内部統制報告書提出日において、リース事業部における適正な収益計上に必要な契約内容の検討及び承認手続に係る内部統制は有効であると判断した。

(問107)【内部統制報告書の記載内容(特記事項)】

5【特記事項】は、どのように記載することが考えられるか。

(答)

1. 該当する事項がない場合には、「該当事項なし」と記載することとなる。
2. 特記事項としては、例えば、内部統制報告書に関する利害関係者の判断を誤らせないようにするため、特に必要と認められると企業が判断した事項等を記載することが考えられる。

(参考) 内部統制府令第一号様式記載上の注意(10)

財務報告に係る内部統制の評価について特記すべき事項がある場合には、その旨及び内容を記載すること。

(注) (問84)【特記事項の監査】参照

以上